

令和4年5月

市町村後期高齢者医療担当者会議

管理課
保険料グループ資料

議題

- (1) 賦課・収納整合性について
(令和3年度分調定、収納済額等の突合について)・・・1～7
- (2) 5～6月の賦課スケジュールについて・・・・・・8～9
- (3) 短期被保険者証のスケジュールについて・・・・・・10～12
- (4) 賦課カレンダー(5月・6月)・・・・・・13
- (5) 歳入還付未済額入力について・・・・・・14～15
- (6) 令和4年度保険料確定賦課日程について・・・・・・16～22

令和3年度 調定額・収納済額等の突合について

保険料調定額・収納済額等について、市町村と広域連合の額を合わせる必要があります。つきましては、広域連合の年度集計資料と市町村（電算）収納システム（及び財務会計システム）の保険料調定額・収納済額等の突合作業を行って下さい。

- ①. 賦課・収納整合性確認リストのエラーを確実に修正して下さい。
（エラーメッセージ ア・イ）・・・添付資料1（2ページ）
 - ②. エラーを修正した後、年度集計資料（添付資料3（4ページ））の調定額と市町村の調定額が一致するか確認して下さい。
※エラー修正後も一致しない場合は、広域連合にて調定額の明細が作成できますので、広域連合へ連絡して下さい。
 - ③. 一致しましたら、現年度分（R3調定ーR3課税）については、月次調定集計表（添付資料5（6ページ）4月3日保険料情報）の市区町村別保険料額と一致するか確認して下さい。但し、3月異動分（保険料増分）を令和4年度調定にした市町村においては、月次調定集計表の保険料額と年度集計資料の調定は一致しません。（令和4年度の年度集計資料の遡及分に反映されます。）
 - ④. 調定額の一致が確認されましたら、収納済額等の突合も行ってください。未納者対象一覧表CSVファイル（R4.3月中旬以降毎日送信。広域システム上、未納者が存在すれば、オンラインファイル連携ツールから送信）や収納履歴（希望する市町村があれば、電話していただき、Dドライブから送信。）から不一致部分が確認できます。
- ※ 令和3年度滞納繰越分については、3月で決算しておりますので、早急に全数値（調定額・収納済等）の突合をお願いします。滞納繰越分の年度集計資料（添付資料4）と市町村の収納システムの数値を突合し一致させて下さい。
- ※ 現年度分については5月が決算ですが、調定については早急に突合し一致させて下さい。5月決算後は収納額等についても早急に突合し、6月中旬までには全市町村で決算数値が年度集計資料と一致することを目標とします。
（広域連合の決算のため）
- ※ エラーがあれば、R4.3月中旬以降毎日、「賦課・収納整合性確認リスト」と「収納・滞納者整合性確認リスト」を送信しています。【（添付資料6）は4月20日現在の市町村毎のエラー件数の集計表です。】

※期割・収納・滞納者情報の送り忘れがないか、今一度ご確認ください。

添付資料 1

1. 賦課・収納整合性確認リスト

賦課・収納整合性確認リスト									
市区町村名：〇〇市		基準日 平成〇〇年〇月〇日		経過日数 〇日		平成〇〇年〇月〇日		P. 1	
No.	被保険者番号	被保険者氏名	賦課管理番号	相当年度	徴収方法	賦課額	期割額	エラーメッセージ	
1	0011111	広域 一郎	01	平成23年		10,380	0	賦課情報に対し期割情報が存在しない。(ア)	
2	00099999	沖縄 花子	01	平成23年	普徴	4,844	48,440	賦課合計額と期割額が一致しません。(イ)	
3	0011111	広域 次郎	01	平成22年	特徴	12,600	9,000	賦課合計額と期割額が一致しません。(イ)	

→広域連合が実施した賦課業務に対して、市町村が送付してきた期割情報の存在チェックと期割額合計のチェックを行います。

(オンラインファイル連携ツールで広域から市町村に送付される「賦課・収納整合性確認リスト」の賦課額と期割額が一致していない場合は下記のようにエラーを修正して下さい。)

修正期間：～6/3（金）

1. エラーメッセージと対応方法について

エラーメッセージ	対応方法
ア、「賦課情報に対し期割情報が存在しない」 * 賦課情報が存在するが、対応する <u>期割情報が存在しない場合</u> に出力されます。	期割情報を登録してください。
イ、「賦課合計額と期割額が一致しません」 * 保険料情報ファイルの市町村別保険料と期割情報ファイルの保険料期割額の <u>合計が一致しない場合</u> に出力されます。	正しい期割情報を登録してください。

2. 修正方法

- ①件数が多い場合……オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信
- ②件数が少ない場合…オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信、または直接修正

※オンライン入力を行う場合、詳細については広域連合ホームページの保険料業務にある収納管理ガイド（市区町村編）の「2. 期割情報の管理」をご参考下さい。

3. 修正期限

6/3（金）17時

※期割・収納・滞納者情報の送り忘れがないか、今一度ご確認ください。

添付資料 2

2. 収納・滞納者整合性確認リスト

収納・滞納者整合性確認リスト									
市区町村名：〇〇市		基準日 平成〇〇年〇月〇日		経過日数 〇日		平成〇〇年〇月〇日		P. 1	
N o.	被保険者番号 被保険者氏名	賦課年度	相当年度	賦課管 理番号	期別	期割額	未納額	納期限	エラーメッセージ
1	01234567 広域 一郎	平成23年	平成23年	01	09	39,600	39,600	平成24年4月2日	滞納情報または猶予情報が存在しない。(ア)
2	00055555 沖縄 ハル	平成23年	平成23年	02	01	800	0	平成24年2月29日	完納で滞納となっている。(イ)
3	00333333 広域 ユキ子	平成22年	平成22年	01	02	13,000	0	平成23年3月31日	完納で不納欠損となっている。(ウ)

→期割情報ファイルに対する収納情報ファイル、滞納情報ファイル、およびオンライン業務で登録する徴収猶予情報の整合性チェックを行います。

エラーを修正してください。

修正期間：～6/3（金）

1. エラーメッセージと対応方法について

エラーメッセージ	対応方法
ア、「滞納情報または猶予情報が存在しない」 * 未納（期割情報・収納情報ファイルにおいて完納となっていない）であるにもかかわらず滞納中にも徴収猶予中にもなっていない場合に出力されます。	市町村システムの収納情報と標準システムの収納状況照会画面を確認し、連携漏れまたは入力漏れがあれば訂正してください。（期割情報・収納情報・滞納者情報ファイルおよび徴収猶予登録）
イ、「完納で滞納となっている」 * 期割情報・収納情報ファイルにおいて完納しているにもかかわらず、滞納中となっている場合に出力されます。	滞納者情報送付後に納付があった場合、滞納解消データを送信するか、または直接修正をしてください。
ウ、「完納で不納欠損となっている」 * 期割情報・収納情報ファイルにおいて完納しているにもかかわらず、不納欠損となっている場合に出力されます。	同上 （期割情報・収納情報・滞納者情報ファイル）

2. 修正方法

- ①件数が多い場合……オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信
- ②件数が少ない場合…オンラインファイル連携ツール日次ファイルにて送信、または直接修正

※オンライン入力を行う場合、詳細については広域連合ホームページの保険料業務にある収納管理ガイド（市区町村編）の「3. 収納・還付情報の管理」をご参考下さい。

また「滞納者情報」の登録方法に関しましては「4. 滞納者情報の管理」をご参考下さい。

注！：オンライン修正した場合は、後から同じ情報をオンラインファイル連携ツールで送信すると、重複納付となるおそれがあるので、直接入力後はオンラインファイル連携ツールで同じ情報を送信しないで下さい。

3. 修正期限：6/3（金）17時

☆エラー修正後、「年度集計資料」の調定額と市町村の調定額が一致するか確認する。

市町村名： ○○町

令和3年度 現年分 年度集計資料

令和 4年 ○月 ○日 P. 1

相当年度	調定 件数 金額(A)	収納済 件数 金額(B)	収入未済 件数 金額(C)	還付未済 件数 金額(D)	居所不明者分 件数 金額(E)	収納率 (F)(%)	不納欠損 人数 件数 金額(G)
令和3年	3,712 19,028,676	3,661 18,558,824	72 761,337	13 16,667	0 0	95.99	0 0 0
特徴	2,496 13,521,655	2,512 13,679,941	1 31,200	11 16,263	0 0	99.76	0 0 0
普徴	1,216 5,507,021	1,149 4,878,883	71 730,137	2 404	0 0	86.74	0 0 0
令和2年	2 36,935	1 605	1 36,330	0 0	0 0	1.63	0 0 0
平成31年以前	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
合 計	3,714 19,065,611	3,662 18,559,429	73 797,667	13 16,667	0 0	95.81	0 0 0

KC05R003

(B)=納付額-還付済額
(C)=(A)-{(B)-過誤納額}
(D)=(B)の再掲
(E)=(A)の再掲
(F)={ (B)-過誤納額 } / { (A)-(E) } *100
(G)=(A)の再掲

(A) 調定=市町村から広域へ送付した期割の積上げ合計

↑※(A)調定は(E)居所不明者分の期割と(G)当該年度中に不納欠損となった分の期割を含みます。

※「賦課・収納整合性確認リスト」のエラーを全て修正しても「年度集計資料」の調定額と市町村の調定額が一致しない場合は、広域連合へご連絡下さい。(調定額の明細が作成できません。)

(B) 収納済=納付額-還付済額 (件数) 期別単位での納付件数の合計

(C) 収入未済=(A)-{(B)-過誤納額(※)}

(※) 過誤納額=期割額より納付額が大きいもの(還付すべき額)

(例) 普徴8期 期割500円<窓口納付1000円=500円(※過誤納額)

☆「令和3年度 現年分 年度集計資料」の(A)調定、(B)収納済、(C)収入未済などは市町村から広域に送付された期割・収納情報が自動的に反映しています。

『(D)還付未済』のみ標準システムでの入力が必要となります。

(D)還付未済…標準システムの「還付未済額入力」の『還付未済 現年分』に、令和2年度の金額が残っていますので、出納閉鎖後に令和3年度の還付未済額を入力して下さい。

(※入力方法については「歳入還付未済額入力」(14~15P) ②~⑥をご参照下さい。)

添付資料 4

☆エラー修正後、「滞納繰越分 年度集計資料」の調定額と市町村の滞納繰越分の調定額が一致するか確認する。（※エラー修正後も調定額が一致しない場合は、広域連合へご連絡下さい）

令和 3年度 滞納繰越分 年度集計資料

市町村名: ○○町

令和4年 ○月 ○日 P. 1

賦課年度	調定 件数 金額(A)	収納済 件数 金額(B)	収入未済 件数 金額(C)	還付未済 件数 金額(D)	居所不明者分 件数 金額(E)	収納率 (F)(%)	不納欠損 人数 件数 金額(G)
令和2年	51 945,072	43 534,460	10 411,015	0 0	0 0	56.50	0 0 0
平成31年	1 5,300	1 5,300	0 0	0 0	0 0	100.00	0 0 0
平成30年	16 440,800	3 108,100	14 332,700	0 0	0 0	24.52	0 0 0
平成29年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
平成28年	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
平成27年 以前	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.00	0 0 0
合計	68 1,391,172	47 647,860	24 743,715	0 0	0 0	46.54	0 0 0

KC05R004

(B)=納付額-還付済額
(C)=(A)-{(B)-過誤納額}
(D)=(B)の再掲
(E)=(A)の再掲
(F)=[(B)-過誤納額] / [(A)-(E)] *100
(G)=(A)の再掲

※「滞納繰越分 年度集計資料」の(A)調定、(B)収納済、(C)収入未済は市町村から広域に送付された期割・収納情報が自動的に反映しています。

(A) 調定＝市町村から広域連合へ送信した滞納繰越分の期割額(積上げ)合計

(B) 収納済＝納付額－還付済額（件数）期別単位での納付件数の合計

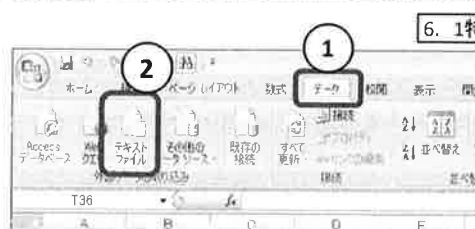
(C) 収入未済＝(A)－{(B)－過誤納額}

(D)「滞納繰越分」の還付未済も、現年度分と同様の処理をお願いします。（※入力方法については「歳入還付未済額入力」（14～15P）⑦をご参照下さい。）

○「令和3年度 現年度分年度 集計資料」や上記の「令和3年度 滞納繰越分 年度集計資料」の収入未済額（未納額）は未納の合計です。内容の詳細については、オンラインファイル連携ツールで広域から市町村に送付される「未納者対象一覧ファイル」（CSVファイル）で、被保険者・年度・期別ごとの未納額を確認することができます。

「未納者対象一覧ファイル」（CSVファイル）

1.市町村番号	2.被保険者番号	3.賦課年度	4.相当年度	5.賦課管理番号	8.期別保険料額	8.期別納付額	9.期別未納額		
xxxxxx	00884825	2010	2010	01	2	05	000000082900	000000075000	000000007900
xxxxxx	00884825	2010	2010	01	2	06	000000082900	000000000000	000000082900
xxxxxx	00884825	2010	2010	01	2	07	000000082900	000000000000	000000082900
xxxxxx	00884825	2010	2010	01	2	08	000000082900	000000000000	000000082900



【CSVファイルの開き方】

オンラインファイル連携ツールで送付される「未納者対象一覧ファイル」（CSVファイル）をUSBメモリに入れ、エクセルの入っているパソコンへ移動し、エクセルを開き→①データ→②テキストファイル→③テキストファイルのインポート→テキストファイルウィザード→エクセル表に張り付け。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
1	xxxxxx	884825	2010	2010	1	2	5	82900	75000	7900
2	xxxxxx	884825	2010	2010	1	2	6	82900	0	82900
3	xxxxxx	884825	2010	2010	1	2	7	82900	0	82900

添付資料 5

相当年度令和3年 月次調定集計表（市区町村版）（前回 R4. 3. 3 以前 今回 R4. 4. 2以前）R4. 4. 2 2頁

市区町村名		不均一地区名		所得割率 8.88%		均等割額 48,440 円								
	旧ただし書所得	所得割額	被保険者数	均等割額	算出額	限度超過額	賦課総額	所得割軽減		9割軽減				
								被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額（内7割）	軽減額（内2割）		
前回	135,992,965	11,967,328	645	31,243,800	43,211,128	1,312,630	41,898,498	44	504,476	220	7,459,760	2,131,360		
今回	136,927,712	12,049,585	650	31,486,000	43,535,585	1,312,630	42,222,955	44	500,657	221	7,493,668	2,141,048		
	7割軽減		5割軽減		5割軽減（被扶養者）		2割軽減		年間保険料額	月割減額	決定保険料額	減免額	市区町村別 保険料額	
	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額						
前回	126	5,187,924	21	508,620	118	5,144,328	38	368,144	20,593,886	1,048,894	19,544,992	0	19,028,676	（2月異動分）
今回	128	5,270,272	21	508,620	118	5,144,328	39	377,832	20,786,530	1,224,360	19,562,170	0	18,952,574	（3月異動分）

（2月異動分）
（3月異動分）

市区町村名		〇〇〇		不均一地区名		合計		所得割率 8.88%		均等割額 48,440 円					
		旧ただし書所得	所得割額	被保険者数	均等割額	算出額	限度超過額	賦課総額	所得割軽減		9 割軽減				
									被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額（内7割）	軽減額（内2割）	市区町村別 保険料額	
前回		135,992,965	11,967,328	645	31,243,800	43,211,128	1,312,630	41,898,498	44	504,476	220	7,459,760	2,131,360		
今回		136,927,712	12,049,585	650	31,486,000	43,535,585	1,312,630	42,222,955	44	500,657	221	7,493,668	2,141,048		
	7割軽減		5割軽減		5割軽減（被扶養者）		2割軽減		年間保険料額	月割減額	決定保険料額	減免額	市区町村別 保険料額		
	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額	被保険者数	軽減額							
前回		126	5,187,924	21	508,620	118	5,144,328	38	368,144	20,593,886	1,048,894	19,544,992		0	19,028,676
今回		128	5,270,272	21	508,620	118	5,144,328	39	377,832	20,786,530	1,224,360	19,562,170		0	18,952,574

KB09R030

○「年度集計資料」の調定額（添付資料3「賦課収納整合性確認リスト」出力時）と市町村の調定額が一致しましたら、現年度分(R3調定-R3課税）については「月次調定集計表」の市区町村別保険料額と市町村の調定額が一致するか確認してください。

※但し、3月異動分(保険料増分)を令和4年度調定にした市町村においては「月次調定集計表」の保険料額と年度集計資料の調定は一致しません。（令和4年度の年度集計資料の遡及分に反映されます。）

賦課・収納・滞納整合性確認集計結果 (20210000)

添付資料6

項目	市町村名		OCC																				R/K										印刷					エジソン					計	
	市町村名	市町村名	472131	472082	472077	472051	472140	472107	473626	473286	472111	472812	473138	473000	472596	473588	473545	472018	472085	472115	472123	472065	473154	473294	473618	473278	473014	473502	472537	473481	473148	473022	473001	473563	473758	473242	473251	473081	472158	473280				
	市町村名	市町村名	うるま市	名護市	石垣市	宜野湾市	宮古島市	糸満市	八重瀬町	中城村	恩納村	竹富町	宜野座村	伊是名村	伊平屋村	与那国町	南大東村	読名喜村	北大東村	座間味村	那覇市	浦添市	沖縄市	豊見城市	今帰仁村	伊江村	西原町	久米島町	北中城村	国頭村	南風原町	読嘉数村	与那原町	金武町	大宜味村	東村	英田村	多良間村	読谷村	嘉手納町	本部町	南城市	北谷町	
EKC08-1_賦課・収納整合性確認エラー数																																												
1	賦課・収納整合性確認リスト (前回出力分)		0	0	0	0	3	0	0	32	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	7	2	0	1	0	0	0	66
	賦課・収納整合性確認リスト (今回出力分)		1	0	0	0	0	0	3	29	0	0	1	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	4	1	2	0	0	24	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	2	0	0	0	79
	前回との差額		1	-	-	-	▲3	-	3	▲3	-	-	1	1	-	▲1	-	2	3	-	-	-	-	4	-	▲4	-	-	24	-	-	-	-	-	1	▲13	▲5	1	-	1	-	-	-	13
EKC08-2_収納・滞納整合性確認エラー数																																												
1	収納・滞納者整合性確認リスト (前回出力分)		2	6	191	0	0	0	0	365	2	17	2	3	0	1	11	21	91	0	0	208	17	63	2	18	133	100	28	0	8	3	14	0	11	147	169	53	11826	308	10	719	537	15,086
	収納・滞納者整合性確認リスト (今回出力分)		304	23	205	98	14	0	0	147	8	6	54	0	0	25	21	17	9	0	0	227	62	76	1	6	34	0	47	4	52	1	6	2	33	133	191	57	6125	308	12	55	632	8,995
	前回との差額		302	17	14	98	14	-	-	▲218	6	▲11	52	▲3	-	24	10	▲4	▲82	-	-	19	45	13	▲1	▲12	▲99	▲100	19	4	44	▲2	▲8	2	22	▲14	22	4	▲5101	-	2	▲664	95	▲6,091

▲は前回よりエラー減

※「賦課・収納・滞納整合性確認集計結果」は、毎月1日・20日に広域連合より各市町村にメールで送付しています。市町村名が色塗りされている市町村は、前回と比較してエラー数が減っていない市町村です。詳細については、窓口処理サーバで広域連合から市町村に送信される「賦課・収納整合性確認リスト」(※)で確認して下さい。

最重要！

期割エラーの修正

※「賦課・収納整合性リスト」のエラー数が0になれば期割エラーの修正完了です。

賦課・収納整合性確認リスト							
市区町村名：○○市		基準日 平成○○年○月○日		経過日数 ○日		平成○○年○月○日	
No.	被保険者番号	被保険者氏名	相当年度	徴収方法	賦課額	期割額	エラーメッセージ
1	0011111	広域 一郎	平成26年		10,360	0	賦課情報に対し期割情報が存在しない。(ア)
2	00099999	沖縄 花子	平成26年	普徴	4,844	48,440	賦課合計額と期割額が一致しません。(イ)

(ア) 保険料収納情報に対応する期割情報(うつわ)が無いため、保険料収納情報が入れない。



※ (ア)・(イ)…市町村の電算システムを確認して、正しい期割情報を登録する。

※ エラーの主な原因…期割情報の送信漏れ、正しく取り込めていない等。(例：期割情報を送信しているが、年度内の再転入や生保開始・終了で賦課管理番号が違う場合)

令和4年度 5月～6月の【賦課】スケジュールについて（管理課 保険料G）（別添1）

月 日	曜日	作 業 内 容
5月18日 (広域連合) ↓ (市町村)	(水)	1. 広域連合から市町村へDドライブで 「後期高齢者医療の賦課資料について」（以下「所得照会書」） 「所得照会者市区町村別一覧」を配信。※該当市町村のみ配信 ※ 令和2年度より中間サーバーヘデータ取込を行っております。 所得照会が必要な市町村のみ以下の作業を行って下さい。 2. 配信された対象者の中から県外転入者のみを抽出し、所得照会を行って下さい。（県内転入者は月末に紐付けされるため照会不要。） 3. 所得照会后、回答のあった対象者の所得額等を標準システムの所得入力画面から入力して下さい。（6/20までの入力分が当初賦課へ反映）
6月1日 (市町村) ↓ (広域連合)	(水)	過年度分「所得・課税情報」の送信 過年度分（平成29年度～令和3年度）の所得・課税情報をオンラインファイル連携ツールで広域に送信。 ※ 送信の際は、「所得・課税情報（月次）」を選択。 ※ データの作成（抽出）は、新年度分とは別々に行ってください。 ※ 正午までに「所得・課税情報」の送信をお願いします。【期限厳守】 ※ データの作成（抽出）漏れや送信漏れのないようにお願いします。 ※ オンラインファイル連携ツール操作の際、「年次」と「月次」の選択を間違いないようにお願いします。
6月2日 (市町村) ↓ (広域連合)	(木)	新年度分「所得・課税情報」の送信 新年度分（令和4年度）の所得・課税情報をオンラインファイル連携ツールで広域に送信。 ※ 送信の際は、「所得・課税情報（年次）」を選択。 ※ データの作成（抽出）は、過年度分とは別々に行ってください。 ※ 正午までに「所得・課税情報」の送信をお願いします。【期限厳守】 ※ データの作成（抽出）漏れや送信漏れのないようにお願いします。 ※ オンラインファイル連携ツール操作の際、「年次」と「月次」の選択を間違いないようにお願いします。 ※ 全市町村一括処理であるため1市町村でも遅れると、全体のスケジュール（所得照会書配信、保険料情報受け渡し、被保険者証送付）が遅れることになりますので必ず期限内で処理して下さい。
6月7日 (広域連合) ↓ (市町村)	(火)	1. 令和4年度所得・課税情報（年次）取込後、再度「所得照会書」をオンラインファイル連携ツールにより配信します。※該当市町村のみ配信 ※ 令和2年度より中間サーバーヘデータ取込を行っております。 所得照会が必要な市町村のみ以下の作業を行って下さい。 ※ 標準システムの「所得情報照会要求候補者一覧」にて対象者の確認は可能ですが、個別の紙照会を除き、「所得照会書」の出力はしないよう、お願いします。 2. 「所得照会書」の中には、前回（5月18日）配信されて所得照会した県外転入者のうち未入力者分（前回照会后回答なし）も再度出力されますので、照会が重複しないように確認し、作業を行って下さい。何らかの理由により再度照会することについては差支えありませんが、市町村で慎重に判断して下さい。新たに転入した方の照会を行って下さい。 3. また、5月18日の照会は県外転入者のみでしたが、今回は県内転入者も所得照会を行って下さい。

月 日	曜日	作 業 内 容
6月20日 (市町村) ↓ (広域連合)	(月)	1. 「所得・課税情報」（追加・修正分）の送信 (1) 6月1日以降追加・修正分の所得・課税情報（新年度分・過年度分）をオンラインファイル連携ツールで広域に送信。 送信の際は、「所得・課税情報（月次）」を選択。 (2) データの作成（抽出）は、新年度分と過年度分まとめて行って下さい。 2. 注意点 (1) 正午までに処理完了して下さい。【期限厳守】 (2) あくまでも6月1日以降「追加・修正分」が対象ですのでご注意ください。 (3) 対象者なし（送信なし）場合はお手数ですが、その旨連絡下さい。 3. データ送信から取込までの流れ (1) 送信期限（市町村） ⇒ 6月20日（月）正午 (2) 取込テスト（広域） ⇒ 6月21日（火） (3) 本番取込作業（広域） ⇒ 6月24日（金） 4. その他 (1) 追加・修正分につきましては、当初の保険料確定賦課（6月25日）に反映されます。被保険者証一括発行処理（6月18日）には反映されませんので、ご了承ください。 ※ 情報連携（中間サーバー）による所得照会以外の紙照会が必要な市町村のみ以下の作業を行って下さい。 (2) 新年度分・過年度分ともに所得取込されますので、それぞれ「所得照会書」「簡易申告書(前回所得照会書が出力されており未入力の者含む)」が発行されます。 (3) 所得取込作業が全市町村一括で行われるため、追加・修正者がおらず情報を送信しない市町村においても新たに県外から転入した方がいれば8月の月次ではなく、この時点で「所得照会書」の出力が可能となりますので、次回の月次処理に向けて紙照会を行って下さい。
6月27日 (広域連合) ↓ (市町村)	(月)	令和4年度の「保険料情報（年次）」をオンラインファイル連携ツールから配信します。 ※6月25日（予定）に令和4年度の確定賦課を行います。 令和4年6月24日までに資格がある被保険者が対象になります。

※標準システムの稼働時間は午前8：30～午後8：00ですが
6月24日についてはシステム終了時間を午後6時30分とします。

令和4年度 【短期被保険者証】のスケジュールについて（管理課 保険料G）

月 日	曜日	作 業 内 容
5月20日 (広域連合) ↓ (市町村)	(金)	(1) 広域連合から市町村へDドライブで、下記のものを送信します。 ①「短期証候補者Excelファイル(ファイル名: JKA15… .xls)」 (以下「Excelファイル」) ②「後期高齢者医療短期被保険者証予告対象一覧(ファイル名: JKA15… .pdf)」 (以下「予告対象者一覧」) ③「県内転入転出者滞納者リスト」(以下「転入転出者リスト」) ④「不納欠損対象者一覧」(対象市町村のみ) ⑤「短期証候補者Excelファイル入力方法」(以下「入力方法」) (2)「予告対象者一覧」と「転入転出者リスト」から短期被保険者証の交付対象者かどうか判断して、「入力方法」を参照し、「Excelファイル」に入力してください。また、不納欠損処理をした方も「Excelファイル」に抽されますので、「不納欠損対象者一覧」を参考にしてください。 入力するのは、短期証出力対象者にするか否か、有効期限修正（修正なしの場合は基本的に2箇月となっています。）の2項目です。 ※令和4年10月より、（窓口2割負担）の制度が新たに始まりますので、原則2箇月としています有効期限については、<u>2箇月以内（令和4年9月30日を超えない範囲）</u>で設定いただきますようお願いいたします。 ※「予告対象者一覧」は、あくまでも広域連合標準システム上滞納がある被保険者が出力されます。期割情報や収納情報等にエラーがある市町村については、市町村電算システム上と広域連合標準システム上の滞納者が一致していない可能性がありますので、注意してください。
6月3日 (市町村) ↓ (広域連合)	(金)	「Excelファイル」作成後、6月3日までに広域連合へDドライブで送信して下さい。（「Excelファイル」のみ） ※Dドライブでの送信の際は、必ず送信する旨を広域連合へ連絡してください。
6月20日 (広域連合) ↓ (市町村)	(月)	広域連合から市町村へオンラインファイル連携ツールで、下記ものを配信します。 a「後期高齢者医療短期被保険者証予告通知出力一覧」 b「後期高齢者医療保険料の納付のお願い及び納付相談のご案内」 (以下「納付相談のご案内について」) 「納付相談のご案内について」を早急に対象被保険者へ通知し、滞納保険料の解消に向けて取り組んでください。 ※転入前の市町村に滞納保険料がある被保険者への通知は広域連合ホームページ市町村専用ページ【保険料業務】の通知書関係に掲載してありますので、ご活用ください。 （あくまでも参考例として作成しておりますので、ご使用の場合は適宜修正を行ってください。）

令和4年度 【短期被保険者証】のスケジュールについて（管理課 保険料G）

月 日	曜日	作 業 内 容
7月7日 (広域連合) ↓ (市町村)	(木)	広域連合から市町村へオンラインファイル連携ツールで、下記のものを配信します。 a「後期高齢者医療短期被保険者証出力一覧」 b「後期高齢者医療短期被保険者証」（以下短期証PDFデータ） 上記「短期証PDFデータ」を用いて、市町村において短期被保険者証を出力して下さい。
注意事項	(※)	「Excelファイルに」短期証を出力するとして広域連合へ送信後、保険料を全額納付した被保険者、又は「Excelファイル」を送信後、本証の対象者であったと判明した場合の対処方法は下記のとおりです。 a「資格業務」⇒「短期証・資格証候補者状態一覧」⇒被保険者番号を入力し検索。 b左端のチェック項目「選択」を☑にし、右端の「候補者状態区分」の（無効）を選択する。 c「確認」⇒「更新」 オンラインより本証を出力し交付する。 （広域連合の本証の一斉発送分には含まれません。）

広域システムにおける短期被保険者証発行（当初一括発行）の流れ

- ① 「短期被保険者証対象抽出処理」（5/20（金） 広域→市町村）
 - ・抽出された被保険者は資格管理メニュー「短期証・資格証候補者状態一覧」画面で「候補者状態区分」が「予告候補」で表示される。
- ② 「納付相談のご案内について」の出力条件（6/17（金） 広域→市町村）
 - ・「候補者状態区分」が「予告候補」の人
 - 処理後 ※6/3（金）までに報告の「Excel ファイル」の短期証対象者が対象
 - ・「候補者状態区分」が「予告済」になる
- ③ 「短期証PDFデータ」（7/5（火） 広域→市町村）
 - 出力条件（下記の条件を両方満たす人）
 - ・「後期高齢者医療保険料の納付相談のご案内について」が出力された人
 - ・「候補者状態区分」が「予告済」の人

注意点

※1. 被保険者証交付画面で交付をすると「候補者状態区分」が「交付済」になる。

①、②の処理後に短期証（更新等で）を交付し、「交付済」のままだと②又は③の処理から対象外になり、「短期被保険者証一括発行」に含まれない。

そのため、①の後に「交付済」になった人は②の処理前に「予告候補」に、②の後に「交付済」になった人は、③処理前に「予告済」にオンラインで変更が必要（有効期限が消えてしまうので、再度有効期限の設定も必要）。

※2. 6/3 短期証対象者報告後に P11「注意事項」処理にて短期証対象者から外しても、広域連合の本証の一斉発送分には含まれません。（市町村にてオンラインより出力し交付）

令和4年(2022年) 5月

日	月	火	水	木	金	土	関連する広域業務/連絡事項
1	2	3	4	5	6	7	2日 【市町村⇒広域】 ◎R4年度所得情報は送信しないでください。
8	9	10	11	12	13	14	9日 【広域⇒市町村】 ◆2日に市町村から送付された所得課税情報取込後、所得照会書作成・PDFデータ配信
15	16	17	18	19	20	21	18日(午後) 【広域⇒市町村】 ◆5月1日～転入者、及び前回照会未回答者に対する所得照会書作成・PDFデータ送信(Dドライブ) ※市町村は異分のみ抽出して照会 ※R4.6.20までの入力分が当初賦課へ反映
22	23	24	25	26	27	28	20日 20日～6月3日 ※短期証対象者エクセルデータ送信予定(Dドライブ) 【広域⇒市町村】 ※短期証対象者入力作業6月3日までにエクセル回答データ送信(Dドライブ) 【市町村⇒広域】
29	30	31	1	2	3	4	市町村処理 常時 ▲賦課・収納・収納・滞納整合性確認リスト(6月30日まで毎営業日配信)をもとに、年度集計資料と市町村システムが一致するまで期割・収納・滞納者情報を送信、もしくは直接修正してください。

※ 出納整理期間中の過年度更正を抑止するため5・6月は月次の保険料情報の配信はありません。

※ R4年度保険料情報送信は確定賦課【6/27】の次は月次【8/3】配信予定となります。

※ R3年度以前分の保険料情報については、月次【7/5】配信予定です。

令和4年(2022年) 6月

日	月	火	水	木	金	土	関連する広域業務/連絡事項
29	30	31	1	2	3	4	1日 【市町村⇒広域】 ◎所得情報を送信(月次) ◎R4年度所得情報(年次)は送信しないでください。
5	6	7	8	9	10	11	2日 【市町村⇒広域】 ◎所得情報を送信(年次) ◎所得の月次データ(H29～R3)は送信しないでください。 ◆1日に市町村から送付された所得課税情報取込後、所得照会書を作成、PDFデータ配信(～6月1日転入者、及び前回照会未回答者含む)
12	13	14	15	16	17	18	7日(午後) 【広域⇒市町村】 ◆2日に市町村から送付された所得課税情報取込後、所得照会書を作成、PDFデータ配信(～6月1日転入者及び前回照会未回答者含む) ◆市町村はデータ受領後、紙照会してください。(5/18照会分を除き、異分転入者を含む。)
19	20	21	22	23	24	25	20日(午前中) 【市町村⇒広域】 ◎ 6月1日以降の追加・修正分及び6月7日以降の紙照会分の所得情報を送信してください。新年度と過年度情報を分ける必要はありません。新年度と過年度情報取込テスト:6/21、本番取込作業:6/24
26	27	28	29	30	1	2	5月20日～6月3日 20日 短期証対象者入力作業3日までにエクセル回答データ送付(Dドライブ) 【市町村⇒広域】 ※短期証「納付相談のご案内」について【配信予定】 【広域⇒市町村】
							市町村処理 常時 ▲賦課・収納・収納・滞納整合性確認リスト(6月30日まで毎営業日配信)をもとに、年度集計資料と市町村システムが一致するまで期割・収納・滞納者情報を送信、もしくは直接修正してください。

記号の意味

- ◎ 所得・課税情報送付【毎月1日(6月は1日・3日の2回)】…**期限厳守**
- ◆ 広域から所得照会書データが配信された市町村は、随時所得照会をお願いします。
- 保険料関係届出書提出(所得照会、簡易申告書、被扶養者認定書類)【10日】
- 収納率報告【15日】…**期限厳守**
- △ 期割情報送信【10日】※翌営業日配信の結果リスト等要確認
- 収納情報送信【15日】※翌営業日配信の結果リスト等要確認
- ◇ 滞納者情報送信(納期限を過ぎても納付がない者)【20日】
- ★ 保険料負担金納付、調定表、領収済通知書の送付【20日】…**保険料負担金納付時は、必ず事前に払込報告書の提供をお願いします。**
- ★ 保険料情報ダウンロード可能(配信日は変更になる場合があります。)
- ▲ 賦課・収納・収納・滞納者整合性確認エラーリスト、年度集計資料等を参考に標準システム内のデータと市町村システムとの整合性を図る【1日・21日】※4月～6月までは毎営業日配信予定

期限までに送信

※ 【 】内の日付が土日祝の場合…期割・収納・滞納者情報については前倒し、その他は後倒しとなります。

歳入還付未済額入力

https://ok3kwb001.ok3-kouiki.local/ - KZ025040:業務選択メニュー - Internet Explorer

沖縄県後期高齢者医療広域連合電算処理システム V01-01a

業務選択メニュー

業務選択メニュー

資格業務 賦課業務 収納業務 給付業務

システム管理メニュー

システム管理

①「収納業務」をクリック

https://ok3kwb001.ok3-kouiki.local/ - KCZ05001:収納管理メニュー - Internet Explorer

沖縄県後期高齢者医療広域連合電算処理システム V01-01a

資格 ▾ 賦課 ▾ 収納

収納管理メニュー

被保険者番号 個人番号 性別 生年月日 引継ぎ

住所

市区町村名 賦課年度 相当年度 賦課

照会処理（有効検索条件：個人番号/被保険者番号※※，市区町村名，賦課年度，相当年度）

収納状況 滞納者一覧

データ登録処理（有効検索条件：個人番号/被保険者番号※※，市区町村名※，相当年度※，賦課管理番号※（還付未済額入力を除く））

期割情報 収納情報 滞納者情報 還付未済額

徴収猶予処理（有効検索条件：個人番号/被保険者番号※※（一括決定を除く））

表示 申請(同時決定) 決定/却下/取消 一括決定

帳票作成処理

収納日計表 収納月計表 滞納者一覧表 徴収猶予一覧表

収納業務集計資料

②「還付未済額」をクリック

https://ok3kwb001.ok3-kouiki.local/ - KC05S003:還付未済額入力 - Internet Explorer

沖縄県後期高齢者医療広域連合電算処理システム V01-01a 資格 賦課

還付未済額入力

③ 地方公共団体コードを入力

検索条件
地方公共団体コード

④ 「検索」をクリック

検索

集計年度
集計年度

⑤ 集計年度を入力

還付未済額 現年分

年度	還付未済件数	還付未済金額
当年度特徴		
当年度特徴		
前年度		
前々年度以前		

⑥ 出納閉鎖後、市町村システム上の現年度の還付未済件数、金額を入力。詳しくは下部で説明

還付未済額 繰越分

年度	還付未済件数	還付未済金額
1年前		
2年前		
3年前		
4年前		
5年前		
6年前以前		

⑦ 市町村システム上の滞納繰越分、歳入還付未済件数及び金額を入力。詳しくは下部へ

戻る

⑥のつづき

- ・「前年度」…… R3ーR2(調定R3年度、賦課R2年度)の件数及び金額。
- ・「前々年度以前」・ R3ーH31(R1)年度以前(調定R3年度、賦課H31(R1)年度以前)の件数及び金額。

・還付未済額: 現年分には令和2年度の現年分の集計年度・還付未済件数及び金額が表示されます。これを、令和3年度現年分の集計年度・還付未済件数及び金額に変更してください。(上書きして更新)

※ 市町村収納システムと市町村財務会計システムの件数及び金額を一致させてから入力してください。

⑦のつづき

・還付未済額: 繰越分には、令和2年度の滞納繰越分の集計年度・還付未済件数及び金額が表示されます。これを、令和3年度滞納繰越分の集計年度・還付未済件数及び金額に変更してください。(上書きして更新)

※注意 この入力は歳入還付未済分のみとなりますので、歳出還付未済分は含めな
いで
下さい。

※今回入力した還付未済額は年度集計資料の還付未済の欄に反映されます。

事 務 連 絡

令和4年4月28日

各市町村後期高齢者医療ご担当者様

沖縄県後期高齢者医療広域連合

管理課長 栗國 綱志

(公 印 省 略)

令和4年度沖縄県後期高齢者医療保険料の確定賦課日程について

平素より当広域連合の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和3年12月15日付け厚生労働省事務連絡「令和4年6月データ標準レイアウト改版に係るスケジュール等について」により、令和4年6月データ標準レイアウトの改版については、令和4年6月20日の実施が予定されております。

当広域連合においては、通常、情報連携（中間サーバー）による年次の所得照会を行った後、6月中旬から下旬にかけて保険料の確定賦課を行っており、令和4年4月14日付け厚生労働省事務連絡「令和4年度における情報連携による所得照会について（照会）」により示された当初スケジュール（案）のとおり当広域連合における所得照会は令和4年6月21日の実施を予定しております。

つきましては、所得照会後のスケジュールが「令和4年度5月～6月の【賦課】スケジュールについて」（別添1）のとおり変更となりますので、確定賦課日及び保険料情報配信日等をご確認いただき、被保険者への賦課決定通知書の発送等に遅れが出ないようご対応のほど、よろしくお願いいたします。

令和3年度決算集計時期と重なり、業務多忙な折、大変ご迷惑をおかけしますが、令和4年度沖縄県後期高齢者医療保険料の確定賦課に向け、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

記

<各市町村の所得照会における今後のスケジュール>

- ・ 5月18日（水） 「後期高齢者医療の賦課資料について」（以下、「所得照会書」）

及び「所得照会者市区町村別一覧」をDドライブにより配信
※該当市町村のみ配信

↓

- ・ 6月7日（火） 令和4年度所得・課税情報（年次）取込後、「所得照会書」を
オンライン連携ツールにより配信 ※該当市町村のみ配信

↓

- ・ 6月7日～ 各市町村にて標準システムより「所得照会書」を出力し、該当市
町村への紙照会

↓

- ・ 6月20日（月） 回答のあった「所得照会書」より所得の入力及び「所得・課税情
報」（追加・修正分）の送信
（正午まで）

↓

- ・ 6月21日（火） 情報連携による所得照会

↓

- ・ 6月25日（土） 確定賦課

↓

- ・ 6月27日（月） 保険料情報配信

※詳細は、「令和4年度5月～6月の【賦課】スケジュールについて」（別添1）
をご参照ください。

【添付資料】

- ・ 「令和4年6月データ標準レイアウト改版に係るスケジュール等について」
（令和3年12月15日付け厚生労働省事務連絡）
- ・ 「令和4年度における情報連携による所得照会について（照会）」
（令和4年4月14日付け厚生労働省事務連絡）
- ・ 「令和4年度5月～6月の【賦課】スケジュールについて」（別添1）

【お問い合わせ先】

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課 保険料グループ 宮城

TEL：098-963-8012 FAX：098-964-7785

Email：143kenji@kouiki-okinawa.jp

事 務 連 絡
令和3年12月15日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
市区町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

} 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和4年6月データ標準レイアウト改版に係るスケジュール等について

日頃より、後期高齢者医療制度の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府大臣官房番号制度担当室及び総務省大臣官房個人番号企画室より、「令和4年6月のデータ標準レイアウト改版の実施時期について」（令和3年7月9日付デジタル庁事務連絡。以下「事務連絡」という。）（別添）が発出され、令和4年データ標準レイアウトの改版に係る全体スケジュール（想定）及び令和4年度（令和3年分所得）の個人住民税の課税情報（以下「令和4年度課税情報」という。）を必要とする事務手続の留意事項等が示されるとともに、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版については、令和4年6月20日に実施することとされています。

令和3年の改版日は6月14日であったところ、改版日が遅くなることにより、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における事務手続に多大な影響があることから、改版日の前倒しについて関係省庁と調整を行ってきているところですが、少なくとも令和4年6月のデータ標準レイアウト改版については、予定どおり令和4年6月20日に実施されることを前提に事務手続を進めていただく必要があるため、下記のとおり対応をお願いします。

記

1 令和4年6月20日以降の情報連携で支障がない広域連合

事務連絡に記載されているとおり、事務処理に当たり令和4年度課税情報を必要とする事務手続については、原則として、運用開始日以降に情報連携により事務処理を行う必要がある。従って、令和4年度課税情報について情報連携が可能となるのは、令和4年6月20日以降となるが、この日程で問題ない広域連合においては、令和3年度までと同様、情報連携による情報の取得が可能である。

2 令和4年6月20日以降の情報連携では支障を来す広域連合

令和4年度課税情報を必要とする事務手続きについて、標準処理期間内に処理する必要がある等、令和4年6月20日以降の情報連携では、情報連携による事務処理が困難な場合は、該当市町村への文書照会等の方法により事務処理を行うなど、適切に対応すること。

事 務 連 絡
令和4年4月14日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和4年度における情報連携による所得照会について（照会）

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般「令和4年6月データ標準レイアウト改版に係るスケジュール等について」（令和3年12月15日付け事務連絡）により、令和4年6月データ標準レイアウトの改版については、令和4年6月20日（以下「改版日」という。）に実施されることを周知したところです。

令和3年度においては、情報連携による年次の所得照会のスケジュール調整を行った結果、円滑な所得照会が行えたことから、令和4年度においても年次の所得照会のスケジュール調整を実施することといたします。後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の皆様には、令和3年度同様ご協力いただくようお願いします。

つきましては、当初スケジュール（案）（別添1）を作成しましたので、回答票（別添2）に当該スケジュールの可否等や情報連携の実施の有無等について下記のとおり回答いただくようお願いします。いただいた回答を踏まえ、調整のうえ、修正したスケジュール（案）を再度お示しすることといたします。

なお、情報連携による年次の所得照会の対象者は、所得情報が登録されていない被保険者ですので、今回紙照会により所得照会を実施した被保険者について、改めて情報連携による所得照会を実施しようとする場合には所得照会が自動的にできません。したがって、今回紙照会により所得照会を実施した被保険者に対し、改めて情報連携による所得照会を実施する場合には、統合専用端末から、対象となる被保険者について一件ずつ手作業にて照会し、その照会結果を確認して広域連合電算処理システム（標準システム）へ手作業にて登録する必要があります。このような処理を前提としていないのであれば、情報連携による所得照会を実施する必要はなくなりますので、所得照会の実施方法の回答にあたっては御留意いただくようお願いします。

記

1 当初スケジュール（案）の考え方

- （１）最大１００万件程度と見込まれる令和４年度の情報連携による年次の所得照会について、医療保険者等向け中間サーバーに他の医療保険者からの照会もあることを考慮し、改版日直後の３日間に１日当たり３３万件程度の照会となるよう配分しています。
- （２）当該３日間に、照会件数が多いと見込まれる広域連合が均等となるよう配分しています。

2 今後のスケジュール

- （１）当初スケジュール（案）への回答〆切 令和４年４月１９日（火）
- （２）個別広域連合との調整、最終スケジュール（案）の決定
令和４年４月２６日（火） 目途

3 回答方法

標題「【回答】令和４年度所得照会について」としたメールに回答票を添付し、監理係アドレス kanri0@mhlw.go.jp に送信して下さい。

所得照会（年次）に係る照会スケジュール（当初案）

	6月20日（月）	6月21日（火）	6月22日（水）
後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合	北海道 岩手県 山形県 茨城県 栃木県 東京都 石川県 山梨県 静岡県 岡山県 山口県 高知県 宮崎県 鹿児島県	青森県 宮城県 秋田県 神奈川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 広島県 徳島県 愛媛県 福岡県 熊本県 沖縄県	福島県 千葉県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県 富山県 岐阜県 愛知県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 香川県 佐賀県 長崎県 大分県

※照会件数が多いと見込まれる広域連合から3日間均等になるよう順番に配分。

※実際の照会にあたっては、開始時間（午前・午後）の調整もさせていただきますので
あらかじめ御承知おき下さい。